

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 39 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に關し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年1月28日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和7年7月2日 熊本市東区御領地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 原動機付自転車	249,000円	当事者双方は、今後本件について、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年7月28日 熊本市中央区九品寺地内	住友三井オートサービス株式会社 (車両所有者) (車両運転者) 普通乗用車	802,515円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
3	令和7年4月23日 阿蘇郡産山村大字田尻地内	個人 (車両所有者) 軽貨物車	当事者双方は、今後本件について、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。